

延文五年桂宮院伝法灌頂私記・同紙背文書

堀川眞康史

解題

調査経緯

本所所蔵『延文五年桂宮院伝法灌頂私記』（架蔵番号：0414-3、Hi-CAT Plusより画像閲覧可）は延文五年（一二六〇）に行われた広隆寺桂宮院における伝法灌頂の記録で、二〇一七年に本所が購入したものである。二〇二一年度本所一般共同研究『修理の知見を踏まえた中世真言密教聖教・紙背文書の史料学的分析』（共同研究員・稲穂将士・藤原重雄・堀川康史・三輪眞嗣（代表））では聖教・紙背文書を翻刻し内容を検討するとともに、京都府立京都学・歴史館において東寺観智院金剛蔵聖教の、京都府立丹後郷土資料館において紙背文書と関わりの深い南北朝期丹後国関係史料の調査・撮影を行った。また、貼紙の位置や錯簡の訂正を目的に、解体修理を鈴木晴彦氏（国宝修理装演師連盟主任技師認定）に依頼し、料紙調査を本所の高島晶彦・渋谷綾子に依頼した。本稿では以上の調査成果を踏まえ、聖教・紙背文書の翻刻・解説を掲載する。聖教についての解説は三輪が、紙背文書についての解説は堀川がそれぞれ執筆した。

書誌情報

後補表紙外題「伝法灌頂私記^{延文五年桂宮院方}」。内題「桂宮院伝法灌頂記^{堂上儀}」。内題は「伝法灌頂記」だが、後述する理由から本稿では外題の「伝法灌頂私記」を史料名として採用した。尾題なし。もと卷子装（軸なし）、本紙楮紙、もと全九紙（脱落あるか）。法量は次頁の表の通り。表紙は東寺宝輪院宗承（二四四三〜一五二五）による後補。第五紙裏に貼紙A、第八紙表に貼紙Bが付属し、内容から貼紙Aは第一・二紙の間、貼紙Bは第八・九紙の間に入るのが本来の配列と考えられる。また、同じく内容から、第三紙は本来第六・七紙の間に入るべきものであり、現状は錯簡と考えられる。以上の検討を踏まえて原状に近いかたち配列しなおし、表の通り、新たに紙数を振り直した（全十一紙。現在は一紙ごとに保管）。以下、特に断わらない限り、本稿では修正後の紙数を用いる。

本史料には宝輪院宗承により後補表紙が付されていることから、宗承のもとで収集・補修されたことがわかる。宗承は東寺関係の諸記録を編纂・書写、収集・整理、修理したことで知られるが、宗承関係史料の一部は巷間に流出しており、本所でも『伝法灌頂雜記草案并紙背文書』（未整理）・『東寺宝輪院宗承・覺寿授法記』（架蔵番号：0016-5）の二点を

訂正前紙数	訂正後紙数	内容	紙背	法量 (縦・横)
後補表紙	後補表紙	血脈図 (宝輪院宗承筆)	—	26.4×20.4
1	1	阿闍梨・受者、当流伝来事	①五郎書状封紙ウハ書	26.5×29.3
5紙裏貼紙A	2	同壇事	②11月4日□雅書状 (中)	26.5×7.7
2	3	同壇先例	②11月4日□雅書状 (後)	26.6×38.3
4	4	堂上一行列事、有三摩耶戒無還列事	②11月4日□雅書状 (前)	26.6×29.9
5	5	(同前)、畳一帖歟、又二帖歟事	③ (11月) 11日某書状 (前)	27.1×38.2
6	6	無還列之時、受者外陣可着座歟否事	③ (11月) 11日某書状 (後)	27.1×26.2
3	7	同壇時、誦経物并諷誦文等一通歟二通歟事	④11月12日成恵書状	27.0×39.1
7	8	十弟子事	⑤9月26日仁和寺菩提院道淵書状	28.3×23.2
8	9	延文5年10月日伝法灌頂職衆請定案	—	28.1×39.5
8紙表貼紙B	10	請定事	⑥11月5日□□書状	28.4×9.6
9	11	延文5年10月日鎮守読経衆請定案	—	28.3×39.6

所蔵している。今回紹介する『延文五年桂宮院伝法灌頂私記』は宗承関係史料の全体像把握の一助ともなる。

以下本論で検討していく通り、本史料は真言密教寺院と律院との関わりや、真言僧と律僧が共同で行った伝法灌頂の様子、その作法次第を決定していく経緯、東寺教学における桂宮院流の位置づけなどを知るうえで興味深い史料である。また、紙背文書には延文五年の丹後国の軍事情勢について記したものがあがるが、そのなかには従来は知られていない室町幕府政治史に関わる貴重な情報も含まれる。聖教・紙背文書ともに注目に値する史料といえるだろう。

第一章 『延文五年桂宮院伝法灌頂私記』について

『延文五年桂宮院伝法灌頂私記』(以下、本書)は、広隆寺内部の律院桂宮院に伝わった法流の伝法灌頂の記録である。広隆寺は仁和寺末で、大阿闍梨の道淵は仁和寺菩提院主、受者は桂宮院の暁海・観海、職業は仁和寺僧が務めており、真言密教寺院と律院との関わりを具体的に示す史料といえる。

桂宮院は鎌倉期に中観上人澄禪が再興した律院である。桂宮院と澄禪については一定の研究蓄積があるが、橋川正氏による広隆寺の通史的叙述を除くと、検討時期は概ね鎌倉期までにとどまっている。本書は、南北朝の桂宮院に関する情報を有しており、他流の様々な先例を収集しつつ、伝法灌頂の作法を決定していく経緯も記されている。本章では本書の形態・構成・内容を検討し、史料的人格を考察する。

第一節 形態と構成

本節では錯簡の訂正に至る検討を述べる。以下、本節では便宜的に錯簡訂正前の紙継順を第①紙、訂正後を第1紙と表記する。

第③紙の位置 錯簡訂正前の状態で本書を通読すると、第②紙と第③紙

のつながりが不自然であることに気づく。第②紙では宇多法皇以下の伝法灌頂の先例が列挙されているが、第③紙は誦経物・誦誦文の話題で始まっており、連続性に乏しい。

また、第④紙の冒頭には、以上の先例は嘉例であるから、同壇で行うことを許可したと記される。しかし、第③紙冒頭の「同壇時、誦経物并誦誦文等一通敷二通敷事」は、同壇そのものの先例とはいいがたく、第④紙の直前に記載される「承仕事」も同壇とは関係がない。以上のことから、第③紙は本来別の位置にあったと推測される。

一方、第④～⑥紙の文章が連続することは確かである。そこで、本書の解体修理後、第③紙を第⑥紙の後に移動したところ、第⑦紙と紙継目上の虫損の位置が合致した(もとは上部で揃えて貼り継いだか)。さらに、第④紙の「相尋上醍醐公顕僧都処、少々出勤例畢、左載之」という記述は、第③紙の「已上篇目者、公顕僧都説載之了」と対応する。以上から第③紙は第⑥・⑦紙の間に収まると考えられる。

貼紙の位置 本書には第⑤紙裏と第⑧表に貼紙A・B(縦長は本紙と同じ)が付属していた。貼紙Aは「同壇事」と題し、同壇の先例を左に載せると記されるが、これは同壇の先例を列記した第②紙に連続する。今回の伝法灌頂の経緯を述べた第①紙に対し、第②紙では冒頭から先例の列記が始まっており、唐突の感があったが、貼紙Aを補うことで不自然さは解消される。他方、貼紙Bには職業請定に関する説明と「鎮守読経衆請定事」の一つ書がある。前者は第⑧紙、後者は第⑨紙に当たるので、貼紙Bは第⑧・⑨紙の間に収まると考えられる。

以上の検討から、本来の紙継順は①↓貼紙A↓②↓④↓⑥↓③↓⑦↓⑧↓貼紙B↓⑨と確定できる(表)。

ただし、第1紙の「大アサリ法印権大僧都道^瀧」から延びる墨線が紙継目で消えており、本来第1紙と第2紙(もと貼紙A)の間に大阿闍梨

と受者の情報を記した料紙があったが、編集の過程で削除された可能性も想定しうる。なお、本書は一覧してわかる通り、重ね書きや墨線による抹消・挿入が多く、草稿と見られる。第1紙の墨線はそうした訂正の一環と考えられる。

第二節 記主と内容

本節では、桂宮院において道淵から暁海(俊一上人)・観海(戒命上人)兩人に対して伝法灌頂が行われた経緯を確認し、記主の考察を行うとともに、伝法灌頂に関する個別の記述を紹介する。

(一) 伝法灌頂の経緯

「当流伝来事」(第一紙)には、桂宮院に伝わる法流について、親快↓澄禅(中観上人)↓性融(覚尔上人)↓印玄(文妙上人)↓禅喜・道淵という相承過程が記される。親快から伝わったのは小野・三宝院流の地藏院方の法流(以下、地藏院流とする。澄禅に始まる法流を特に桂宮院流とする)である。澄禅の宗教活動については追塩千尋氏の論考に詳しく、東大寺の智舜・円照から三論教学を学び、西大寺叡尊の戒律の系譜を引いている。密教関係では、文永十年(一二七三)に親快から受法している。醍醐寺座主を望むも果たせなかった親快は、後に桂宮院に転住したといわれ、澄禅との良好な関係がうかがえる。

「当流伝来事」の記述のなかで、第二代長老性融から「三論嫡弟」の貞海(専戒上人)が桂宮院を継承し、印玄が「密宗写瓶」として法流を相続したとある点は、澄禅以後の桂宮院を知る上で貴重な情報である。

橋川氏は、桂宮院流は澄禅↓性融↓貞海↓皎禅(環恵上人)↓暁尊(光一房)と相承されたとするが、本書の記述にしたがえば貞海と皎禅の間に暁海が入ることになる。また、『桂宮院長老次第³』には、澄禅以降の長老として覚尔上人性融、専戒上人貞海、入真上人澄賢、静月上人契暁、俊一上人暁海、環恵上人皎禅という桂宮院長老の継承次第が記されてい

る。本書には澄賢、稟曉についての記載はないが、この史料によって暁海がのちに桂宮院長老に就いたことは確かめられる。前述の通り本書には貞海が「三論嫡弟」として桂宮院長老を継承したとあるが、今回の伝法灌頂の十弟子には、受者の三論教学の弟子が加わっており、暁海自身も三論教学を学んでいたことがうかがわれる⁴。このように、本書は史料の乏しい南北朝期の桂宮院長老の継承や法流相承に関する貴重な情報を含んでいる。

次に伝法灌頂の関係者のうち、印玄と道淵を紹介する。性融の「密宗写瓶」の弟子であった印玄（寺主承禅息）は仁和寺尊寿院主。真光院禅助から灌頂を受け、性融から重受し、伝法院流・金剛王院流・中院流・常喜院流など東密諸流を相承した。遁世して文妙上人と号し、北長尾の地に法住庵を構え、貞和二年（一三四六）に没した⁵。

伝法灌頂の大阿闍梨である道淵（源通時息、源通頭猶子）は仁和寺菩提院主。印玄から西院流・伝法院流・常喜院流などを受法した。道淵は建武元年（一三三四）に権大僧都となり、貞治二年（一三六三）には東寺御影供執事を務めた。同年に東寺二長者に昇り、翌年僧正に昇進した。武家護持僧を務めたことも知られ、応安元年（一三六八）には足利義詮の百箇日法要として開催された等持寺結縁灌頂の大阿闍梨を務めている。至徳元年（一三八四）に没した⁶。

「当流伝来事」によると、道淵は印玄から受法したことになっている。この点は、『野沢血脈集』からも印玄↓禅喜・道淵の相承が確認できる（『真言宗全書』三九卷所収『野沢血脈集』卷第三）。しかし、道淵自身が文和二年（一三五三）に記した『伝法灌頂事^三宝院方』（仁和寺御経蔵聖教）一七函一二四）には次の記述がある。

当流灌頂式事

（元巻）

延命院具支灌頂儀式一卷、権僧正作三卷、而権僧正以具支灌頂式三

（勝巻）

味耶戒段并権僧正作初後夜式、被授定海僧正之後、此流相伝如此、

仍他流二ハ三マヤ戒式僧正制作無之間如此云々、全無其儀者也、且

権僧正式^三摩耶戒等^三卷式^三
御室御相伝^三三宝院流并理性院等皆用此式、爰往古式依不委細不審多

之、仍中観上人親受親快法印直説、令制今^{初後令}兩卷^一卷、法印令披閱

感歎再三云々、仍以彼式為当流之本式者也、

凡当流灌頂作法、对文妙上人予未受口決、仍以禅喜僧都記大概記之

而已

澄禅が親快から伝法灌頂について直説を受け、それを二巻の灌頂式にまとめたものを、親快が閲覽し「当流之本式」と定めたとする傍線部の記述は、澄禅に始まる桂宮院流の起こりを示すものといえる。注目したのは、道淵はこの灌頂の作法について印玄から口決を受けていなかったとする傍線部の記述である。また、道淵が参照した禅喜僧都も、本書の「当流伝来事」によれば早世していた。禅喜の正確な没年は不明であるが、『東寺学衆方引付』観応二年（一三五二）二月十八日条では禅喜の後任人事が議論されており、この頃没したものと見られる。

師印玄から口決を受けず、禅喜も早世していたため、道淵は桂宮院流の継承に危機感を覚えたものと思われる。そのため暁海・観海へ授与するに至ったというのが今回の伝法灌頂の経緯であろう⁷。

（二）記主について

本書の記主は、「当流伝来事」において、印玄の血脈に連なり、「先師僧都」の付法を受け、今回の伝法灌頂では教授師・壇行事を務めたと記される「予」と見られる。「先師僧都」が誰かを指すかが問題となるが、道淵は今回の伝法灌頂が「初度」であるから「先師僧都」には合致しない。「先師僧都」は禅喜と見ておきたい。

次に、紙背文書の集積先が仁和寺法住庵であったことに注目したい（第

二章参照)。前述の通り法住庵は遁世後の印玄が居住した場所であり、そこへ紙背文書が集積されたことから、法住庵を拠点とする文妙の弟子にあたる僧が本書の記主と想定される。

その可能性がある人物として、慈雲寺法印成聖が挙げられる。成聖については第二章で述べるが、今回の伝法灌頂の職衆の一人「民部卿僧都」にあたり、法住庵に居住し、印玄の聖教を継承するなど、印玄の有力な弟子と見られる。また、前述のように今回の伝法灌頂を行うに至った経緯として、桂宮院流の継承を確実にしたいという道淵の意図が働いた可能性を踏まえると、記主と道淵との密接な関係が想定できる。成聖が道淵と近い位置にあったことは確かであるから、本書の記主として成聖が浮かび上がる。しかし、成聖と「先師僧都」禪喜との師弟関係を直接示す史料は見出だせず、ここでは推測に留めておきたい。⁸⁾

(三) 先例の収集

本書の外題は「伝法灌頂私記」となっており、伝法灌頂の作法次第そのものではなく、道淵が伝法灌頂を行うにあたり収集した先例の集成と見られる。以下、便宜的にAからEに区分して内容を紹介する。

A、初度・同壇の先例 今回の伝法灌頂は道淵が初めて行う「初度儀」で、かつ暁海・観海の二人に授けられる「同壇儀」だった。こうした事態は澄禪・印玄にも先例は無かったため、旧例を調べることとなったという経緯が記される(第一・二紙)。次いで宇多法皇以下、同壇の先例が書き上げられている(第二・三紙)。結果として、これらの先例は嘉例であるので、同壇の儀を行うこととされている(第四紙)。

B、上列・還列・讚衆 第四紙から「堂上一行列事」として、道場に入る際の行列や、職衆の人数などの先例が記される。今回の伝法灌頂は小野流の作法に則り、職衆を催さない予定であったが、受者の希望により職衆を催し堂上儀で行うこととなった。親快から澄禪への授与の際も平

座であったが、桂宮院流の継承を確実にしたい道淵は、受者の希望を容れたのだろう。ただし、小野流は堂上、広沢流は平座に限られたわけではなく、これを受けて堂上・平座の先例を「載左」としている。

続いて、①上堂・還列両方を行った先例、②上堂を行ったが還列を省略した先例、③同壇時の受者の所作について、上醍醐公頭僧都から得た先例を「載左」とする。しかし、本書には①の先例は記されておらず、②の例として勝賢・親玄の例が引かれる。それに続いて「職衆八人・六人時、讚衆何口乎事」について親玄の先例が引かれ、今回は「有上堂列、無還列儀、讚衆二口」で行うとされている。次に、職衆を催し、平座で行った先例として、勝賢・親快の例が記載される。

③に関しては、三昧耶戒道場において受者が着座する畳の枚数、還列のない場合に受者は外陣に着座するか否か、還列に受者が連なるか否か、誦経物・誦誦文の数について書かれている。受者の着座する畳については、寛信・勝賢の先例により、受者二人は一帖の畳に着座することとされ、同壇時の行列については寛信の先例が引かれている。

「載左」とされた内容と、実際に記録された先例は必ずしも一致せず、整った記述とはいえない。このことも本書が草稿であることを示している。

C、護摩師 護摩師は本来、阿闍梨が兼帯することになっていたが、信海が「懇望」したこと、信海は守海法印の一流であり、道恵から「悉皆写瓶」されたので、三宝院方の伝法灌頂に勤仕することに問題はなく、道教(親快師)と守海とともに成賢の「余流」であることから許可したという経緯が記される。続いて、小野流では護摩は初夜のみ行うが、文妙上人の「行用」と「先師僧都」の記録にもとづき、初夜(上首分)・後夜(下藪分)ともに護摩を行うこととされている。⁹⁾

D、承仕 小野流では承仕に別祿を給わらないが、今回は仁和寺の法式

に則り給わることとされている。

E、十弟子 十弟子は法具を持って随従する役の僧である。今回の伝法灌頂では、道淵の門弟は「無其仁」きにより、醍醐寺の例などに准じ広隆寺僧を用いている。醍醐寺では堂衆が、仁和寺真乘院の結縁灌頂では侍・禪僧が十弟子を務めた先例を挙げ、広隆寺僧で受者（暁海か）の三論教学の弟子である倫海・順覚を起用している。桂宮院における三論教学にもとづいた師弟関係の存在をうかがえる記述である。なお、次に立項された神供師についても「職業内依無其器」り、能憲律師が勤仕したとあり、今回の伝法灌頂は人材不足のなかで行われたと思しい。

以上のように、本書は一般的に想起される、伝法灌頂の作法次第を順次記述した「伝法灌頂記」とはやや性格を異にし、道淵が伝法灌頂を行うにあたって収集した野沢両流の先例と、それをもとに今回の伝法灌頂の式次第をいかに勤修するかを決定していった経緯が記されている。本稿が内題の「伝法灌頂記」ではなく、外題の「伝法灌頂私記」を史料名として採用したのもこれが理由である。

前述のように、道淵は印玄からの口決を受けず、禪喜も早世するといった危機的な状況に置かれていたことに加え、道淵の伝法灌頂が「初度」かつ「同壇」という、桂宮院流にとって異例の事態のなかで伝法灌頂を行わなければならないかった。それゆえ道淵は様々な先例を収集する必要があったと考えられる。前掲の『伝法灌頂事^三宝院方』には、初度・同壇の対応は記されていない。実際に伝法灌頂を行うことになった延文五年の段階で、様々な先例を調べる必要が生まれたのであろう。

本書の成立については、後述する紙背文書の年代から、伝法灌頂が行われた延文五年十月からそれほど時期を隔てていない時期と考えられる。ただ、注意すべきは訂正の多さで、墨線による抹消や、重ね書きなど、清書段階のものとは到底いえない。受者である暁海を勝海とし（宗

承の後補表紙では訂正されている）、会場である転法輪寺を転法輪院とするなどの誤りも目立ち、総じて草稿段階のものという印象を受ける。以上の検討を踏まえると、本書は、法住庵の関係者が、道淵の伝法灌頂を終えた後に、伝法灌頂に先立って集めた先例を整理・編集したものの草稿と考えられる。

(四) 東寺教学と桂宮院流

本書は東寺宝輪院宗承の収集にかかる。最後に、本書の伝来に関連して、東寺教学における桂宮院流の位置づけについて述べる。

東寺観智院宗宝の生涯を復元した富田正弘氏の研究¹⁰によれば、応永六年（一三九九）に宗果（宗仁・宗源・宗賢・宗宝と改名。以下、宗宝に統一）は桂宮院長老の皎禪から桂宮院流の伝法灌頂を受けていた。ただし皎禪は伝授の途中で死去したため、皎禪の遺命を受けた仁重が宗宝への伝授を行った。宗宝は受法した後も継続的に澄禪自筆本を閲覧・書写しており、桂宮院との関係を有していたことが観智院聖教からうかがえる。

次に、山家浩樹氏は宗宝から観智院を継承した宗果の受法記録『伝受目録 醍醐』を紹介するなかで、宗宝から宗果への桂宮院流の伝授を整理し、桂宮院流が皎禪―（仁重）―宗宝―宗果と相承されたと指摘している¹¹。富田・山家両氏の検討から、桂宮院長老の皎禪を通じて、地藏院流が観智院の僧侶に相承されていた様相がうかがえる。皎禪からの受法以外にも、たとえば『仁王般若経疏』上・中・下（東寺観智院金剛蔵聖教）一七箱七号一―三は、延文五年に宗宝が桂宮院本をもって書写・校合している。観智院に伝わった法流は勤修寺流が主であったが、桂宮院とも密接な関係を保っており、同院より伝わった地藏院流も観智院において一定の位置を占めていたといえる。

次に本書を収集・修理した宝輪院宗承と桂宮院流との関係を考えてみ

たい。室町期までの地蔵院流は親快↓親玄↓覚雄↓道快(聖快)↓快玄(堅清)↓義快↓宗寿↓通快↓俊雄と継承されていく(『醍醐寺新要録』「地蔵院篇」¹²)。このうち宗寿は観智院賢宝の系譜を引く覚寿からも地蔵院流を受法している。この宗寿が宗承の師で先代の宝輪院主にあたり、宗承から宗承への伝法灌頂は寛正五年(一四六四)に行われた。¹³ 榑田良洪氏は観智院賢宝以降の教学の担い手を整理するなかで、宗承が宗承から地蔵院流を継承しただけでなく、通快・俊雄からも重受したとし、宗承を東寺教学の代表者と評している。また、右の血脈のなかで、快玄は賢宝の資で、醍醐寺清浄光院主であったが、東寺宝泉院を兼帯しており、俊雄は東寺宝菩提院主であった(『醍醐寺新要録』「地蔵院篇」¹⁴)。室町期には快玄や宗寿、俊雄など地蔵院流の本流というべき法流に連なる僧侶が、東寺院家を拠点としており、そのなかで宗承は宗承から地蔵院流と宝輪院を継承していたのである。¹⁵

以上のように、宗承は地蔵院の本流に連なっており、法流上は桂宮院流と若干の距離があったと思われる。本書の収集・修理は東寺教学の担い手としての関心によるものだろう。ただし、宗承が桂宮院流に対して具体的にどのような関心を抱いていたのかについては、本書を含む宗承関連史料の全体像を把握したうえで検討する必要がある、今後の課題となる。また、本書の後補表紙には親快から暁海に至る法流の血脈を指して、「血脈相承者大略断絶」との宗承の注記があるが、これが当時の実態を表したものの可否についても別に検討せねばならないだろう。

第二章 紙背文書について

『延文五年桂宮院伝法灌頂私記』は第九紙・十一紙の請定二通を除いて紙背文書を持っている。接続後の点数は次の六点となる。

①年月日欠五郎書状封紙ウハ書

②十一月四日□雅書状(法住庵充)

③(十一月)十一日某書状(後欠)

④十一月十二日成恵書状(前欠)

⑤九月二十六日仁和寺菩提院道淵書状(前欠)

⑥十一月五日□□書状(前欠)

②は「洪川殿」の「丹州」出陣に際して、現地の情勢や所領の保護についてやりとりしたものである。③・④は同じく「丹州」の情勢を報じたもので、「大将」は洪川某を指すと考えられるので、②の関連史料となる。③の佐野氏、④の恒吉保・船木荘は丹後国内の人名・地名であるので、「丹州」は丹後国を指す。①は封紙のみで内容は不明だが、差出人の五郎は③の冒頭に「五郎明日丹州へ令下向候」と見える人物であるので、やはり②～④の関連史料と考えられる。後欠の③は日付を欠くが、追而書に「御状日付ハ明日^{十二日}、可為日付候」とあること、この「御状」は十一月十二日付の④に当たる可能性があることから、(十一月)十一日と推定した。⑤の差出人は、聖教面に記される延文五年(一三六〇)の伝法灌頂において阿闍梨を務めている仁和寺菩提院道淵である。書状の詳細は不明であるが、遵行の依頼をしていることからすると、①～④の關係史料の可能性がある。⑥は茶の贈答に関わるもので、他の紙背文書との関連は不明である。

紙背文書⑤の差出人道淵は至徳元年(一三八四)十二月に没している。紙背文書群全体の年代観は南北朝期と見られる。以下では内容が比較的明瞭な紙背文書②～④を主な考察対象とし、紙背文書の年次・性格を検討するとともに、注目すべき点について若干の紹介を行う。なお、『宮津市史 史料編 第一巻』所収の史料は出典を「宮津・文書番号」と表記する。

第一節 年次比定

紙背文書の年代については「大将」洪川某が丹後に下向するという紙背文書②の記述が手がかりになる。

南北朝期における洪川氏と丹後の関わりという点、貞治二年（一三六三）末に洪川義行が丹後守護の任にあつたことが想起される。洪川義行（一三四八～一三七五）は足利一門洪川直頼の子、叔母の幸子は二代將軍足利義詮の正室である。丹後・備中・備後の守護を歴任し、九州探題を務めたことで知られる。洪川義行前後の丹後守護に関わる史料は以下の通り。

- (a) 延文四年（一三五九）十一月二十六日足利義詮御判御教書写（丹後国佐野別宮内近末保の遵行） 仁木弾正小弼（頼勝）充〔『石清水八幡宮社家文書』七四〕
- (b) 延文五年（一三六〇）七月十八日 仁木義長とその一類、失脚し、頼勝は丹後に逃れる。〔後深心院関白記、太平記卷三十五「大樹逐電し 仁木没落の事」〕
- (c) 貞治二年（一三六三）十一月四日室町幕府引付頭人奉書案（丹後国芋野郷半分地頭職の遵行） 右兵衛佐（洪川義行）充〔尊経閣古文書纂・宮津別掲五〇〇〕
- (d) 貞治二年（一三六三）十一月二十四日足利義詮御判御教書（丹後国佐野別宮・板浪以下の遵行） 右兵衛佐（洪川義行）充〔石清水文書・宮津別掲一四三〕
- (e) 貞治三年（一三六四）三月十六日 山名時氏の子息氏冬上洛し、丹波守護職以下の知行を安堵される。〔後愚昧記〕
- (f) 貞治三年（一三六四）八月二十八日室町幕府引付頭人奉書（丹後国日置郷・友枝保の遵行） 山名右衛門佐（師義）充〔武家手鑑・宮津別掲二五〕

以上の徴証から、洪川義行の丹後守護在職期間は、(b)仁木頼勝が兄義長とともに失脚する延文五年（一三六〇）七月十八日から、(e)山名時氏が帰参し所職を安堵された貞治三年（一三六四）三月十六日の間に収まると見られる。このうち、紙背文書②④の日付（十一月月上旬）から、貞治三年の可能性をまず排除できる。また、②④には「守護事ハ未落居候、（中略）落居事承及候ハ、不日可申入候」「守護令治定候者、可被成奉書様」と記され、②④の発給時に守護が確定しておらず、遵行手続きに遅滞が生じていることが知られるが、貞治二年十一月には洪川義行充の遵行命令二点(c)・(d)が出されているので、②④が貞治二年である可能性も排除できよう。以上の検討により、②④の年代は延文五年（一三六〇）から貞治元年（一三六二）の三年間に絞られる。

続いて注目したいのは、紙背文書②の「又霜台ハ晦日上洛候、守護事ハ未落居候」との記述である。ここに登場する「霜台」（弾正台の唐名）は、遵行命令(a)を受けている丹後守護仁木頼勝（弾正少弼）を指すと考えられる。頼勝の官途については、貞治元年（一三六二）六月末以降の戦いを記した『太平記』卷三十八「諸国官方蜂起の事」に「但馬国の守護仁木弾正少弼」とあり、その後貞治四年（一三六五）二月五日までに讃岐守を称している（『春日大社文書』七九四）。延文五年から貞治元年の間は弾正少弼を名乗っていたと見られる。

②④の記述からは、仁木頼勝の上洛が丹後守護の任免とも密接に関わっていたことが知られるが、これはどのような状況を記したのだろうか。延文五年から貞治元年の間に仁木頼勝が上洛したことを伝える史料は管見の限り見出だせないが、次の史料は仁木頼勝上洛の事情を考えるうえで貴重な情報を含んでいる。

(g) 『後深心院関白記』延文五年十月四日条

仁木中務少輔（頼夏）放左京大夫入道（実清氏）猶子、去七月以来籠居、武家連々可上洛之由（足利義詮）

仰遣之処、雖令領狀、上洛運引之間、再往問答処、剩有陰謀之企云々、仍相模守清氏朝臣舍弟左馬助、率數多勢、去夕発向丹波国、為征伐云々、

(g)は頼勝と同様、仁木義長に連坐して失脚し、分国丹波に逃れた仁木頼夏（義長の兄頼章猶子）に関する記述である。政変以後、丹波に籠居していた頼夏に対し、幕府がしきりに上洛（降伏）を促した結果、頼夏は上洛を承服した。しかし、上洛はなかなか実現せず、幕府が再度説得を試みたものの不調に終わり、十月三日になって細川頼和を総大将とする軍勢が丹波に遣わされた、というものである。(g)は丹後に逃れた仁木頼勝について触れないが、頼勝と幕府の間で同様の交渉が持たれた可能性は十分想定してよいと思われる。紙背文書②③④に記される大将洪川義行の丹後出陣と仁木頼勝の上洛は、延文五年の政変16に関わる史料と思われる。

紙背文書②③④も加えて、延文五年政変後の政治情勢を復元すると次の通りになる。政変後、仁木頼勝は自身の分国丹後に逃れた。頼勝は、丹波に逃れ籠居していた仁木頼夏とともに幕府から上洛・降伏を促されたが、交渉は不調に終わり、十月初旬に丹波には細川頼和が、丹後には洪川義行が討伐軍の大将として遣わされた。討伐軍の派遣をうけて、頼勝は十月末に上洛した。頼夏の降伏については確たる史料がないが、翌康安元年（一三六一）二月の段階で幕府方に帰参し、弟義尹と丹波守護職をめぐり対立していることが『後深心院関白記』二月十三日条に見えているから、頼勝と同じ時期に上洛したと考えられる。

仁木頼勝の降伏後、頼勝の丹後守護職を安堵するか否か、剥奪するとなれば誰を後任とすべきかが問題となったはずである。紙背文書②③④が守護職の帰趨について触れているのはこれが理由だろう。②③④には、守護職の帰趨については未定であること、守護が決まり次第、幕府の遵行命令を手配することが述べられている。¹⁷その後の推移を示す確実な史

料には欠けるが、貞治二年（一三六三）末には洪川義行の守護在職徵証(c)・(d)が確認されるので、頼勝は結局丹後守護を解かれ、「大将」洪川義行がそのまま丹後守護に収まったものと思われる。

以上の検討により、紙背文書②③④の年次は延文五年に比定してよいだろう。¹⁸この年次比定は、『延文五年桂宮院伝法灌頂私記』の年紀とも符合し無理がない。延文五年政変後の情勢を示す本紙背文書は、室町幕府政治史研究上も価値があるものといえるだろう。

第二節 仁和寺法住庵について

紙背文書②③④の年代を延文五年（一三六〇）に比定したところで、紙背文書の集積者について検討したい。この点については、「法住庵」充の紙背文書②が手がかりとなる。法住庵は尊寿院法印印玄（文妙上人）が居住したことに始まる仁和寺の子院である。『東寺執行日記』貞治二年（一三六三）四月二十九日条・五月五日条には、仁和寺菩提院道淵の東寺二長者就任をうけて、東寺執行が民部卿僧都成聖充に賀礼を送り、道淵への「甲御沙汰」を依頼したという記事が見える。成聖返書の文面・位置書に不審を抱いた東寺執行は、成聖の地位を「大覚寺学衆、法住庵坊主」と記録している。これらの記述から、紙背文書②③④の二年後に、民部卿僧都成聖なる僧侶が法住庵に居住し、道淵に「甲御沙汰」する立場にあったことがわかる。伝法灌頂職業請定（第九紙）の「民部卿僧都」は成聖に比定でき、本伝法灌頂に参加したことも知られる。

成聖は貞治五年（一三六六）に東寺学衆となり（慈雲寺を号す）、東寺関係史料にその足跡を残すが、永徳二年（一三八二）になって「仁和寺・大覚寺・八幡等諸方兼帯計会非一」ことを理由に辞任を申し出た。これをうけて年預らは「仁和寺法住庵」に向かい成聖の慰留に努めている（『東寺学衆方評定引付』四月十日・二十三日・五月二十七日条）。また、印玄の相伝聖教を成聖が継承・整理したことを示す史料もあり（『光

伝目録「仁和寺御経藏聖教」三七函五〇）、これらの史料から山家浩樹氏は成聖を「印元(ママ)の法流を受け継ぐ筆頭格の存在」と指摘している。¹⁹⁾

延文五年と貞治二年では三年の開きがあるものの、以上の検討から紙背文書②の充所「法住庵」は成聖を指す可能性が高い。紙背文書⑤は仁和寺菩提院道淵の書状断簡であるが、これも『東寺執行日記』に見られる成聖と道淵の関係を踏まえると理解しやすい。また、『東寺執行日記』『東寺学衆方評定引付』からは、成聖が大覚寺学衆を兼ねていたことが知られるが、果たして紙背文書②に見える丹後国竹野郡船木荘は、鎌倉末期から南北朝初期の大覚寺統所領目録（『竹内文平氏所藏文書』『鎌倉遺文』二二六六一）、興国三年（一三四二）両部伝法阿闍梨某附属状（『大覚寺文書 上』一一）などに記載があり、大覚寺教王常住院領だったことが知られる。紙背文書②は、成聖の大覚寺学衆としての活動の一端を示すものではないだろうか。

以上の通り本紙背文書は成聖のもとに集積された可能性が高いが、『延文五年桂宮院伝法灌頂私記』の筆致はむしろ紙背文書④の差出人「成恵」のそれと酷似する。成聖その人を本書の筆者と断定することには慎重にならざるをえないが、本書の成立に成聖が関わったことは確実であろう。

第三節 丹後佐野氏について

紙背文書③には、洪川義行が佐野氏の城郭に滞在していること、佐野氏の「御状」「扶持」が重要であることが記されている。ここに登場する佐野氏は、熊野郡佐野荘を拠点とする鎌倉期以来の在地領主である。

中世後期における佐野氏の動向については、『宮津市史 通史編 上巻』（二〇〇二年）のほか、石清水八幡宮関係史料を活用した功刀俊宏氏の研究がある。²⁰⁾ 南北朝・室町期の佐野氏に関しては、佐野遠江入道広資（法名行阿）が佐野荘地頭職をめぐり、延文四年（一三五九）から永和三年（一三七七）の足かけ二十年弱にわたって石清水八幡宮社家と争

いを繰り返したことが知られている。南北朝末から室町期にかけては丹後守護一色氏の被官として活動したことが知られている。

紙背文書③からは、佐野氏の城郭に大将洪川義行が滞在しており、両者が一定の関係を構築していたことや、荘園領主が佐野氏の「御状」「扶持」が重要と認識していたことがうかがえる。紙背文書③をうけて佐野氏に向けて書かれたと考えられる紙背文書④の後半部では、竹野郡船木荘の保護についても佐野氏の協力が依頼されているが、これは永和三年に佐野広資が船木荘に隣接する石清水八幡宮領竹野郡黒戸荘濫妨のかどで訴えられている事例（『石清水八幡宮社家文書』七一）とあわせて、佐野氏の勢力圏が本領の熊野郡佐野郷を越えて竹野郡にも広がっていたことを示すものだろう。功刀氏は、石清水八幡宮側の史料をもとに、佐野氏は荘園領主支配のもとで領主としての発展を妨げられ、また一色氏以前の守護との関係も疎遠であったと論じているが、紙背文書③・④からはそれは異なる佐野氏の姿をうかがうことができる。以上のように、本紙背文書は丹後国の地域社会を知るうえでも貴重な史料といえるだろう。

註

- (1) 宝輪院宗承については、黒川直則「中世東寺における文書の管理と保存」（安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、一九九六年）、同「宝輪院宗承の事蹟」（第三期第六回東寺文書研究会報告、二〇〇二年）。
- (2) 橋川正編『太秦広隆寺史』（京都太秦聖徳太子報徳会、一九二三年）、細川涼一「王権と尼寺」（『女の中世』日本エディタースタール出版部、一九八九年、初出一九八八年）、追塩千尋「平安・鎌倉期広隆寺の諸相」（『中世南都の僧侶と寺院』吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九九五年）。
- (3) 「東寺観智院金剛藏聖教」一八四箱文書一〇八号一七。ただし、この史

料は長老の就任順に記していない、第八代が抜けているなど、さらなる検討を要する。

(4) 前掲注(2) 橋川編著八六頁によれば、暁海は貞海が『三論玄義』の注疏を講じた際の記録を残している。

(5) 『密教大辞典』「印玄」項および『仁和寺諸院家記』(『仁和寺史料』寺誌編一)、『尊寿院伝記』(『大日本史料』貞和二年八月五日条)。櫛田良洪『真言密教成立過程の研究』(山喜房仏書林、一九六四年)一一五七、一一六二頁が仁和寺における伝法院流の展開として印玄・道淵の動向を整理している。

(6) 前掲注(5) 『仁和寺諸院家記』、『東寺長者補任』貞治二年条(『群書類従』第三輯、『東寺執行日記』(『大日本史料』貞治二年三月二十一日・四月十三日・同三年二月二十六日条)、『醍醐寺座主次第』(同建武元年四月一日条)、『大僧正道淵書状』(『醍醐寺文書』一八一)。

(7) 『秘抄卷第三』(『東寺観智院金剛藏聖教』七二箱三号三)は、澄禪↓印玄↓道淵と転写されてきた「菩提院御本」をもって、延文三年に暁海が書写・交点したものであり、すでに暁海と道淵との交流があったことが看取される。

(8) いま一つの案として、「先師僧都」に細字で「聖」とあり、抹消されている点に注目してみる。専戒上人に「海」との注記があり、専戒上人の僧名は貞海であるから、これを踏まえて「先師僧都」の「聖」を成聖の「聖」と見ることもできる。とすれば、「予」は成聖の弟子で法住庵に關係する僧ということになる。

(9) 『伝法灌頂事』(『三寶院方』)には「同壇之時、初夜護摩ハ上首受者ノ分、後夜ハ下薦受者ノ為ナリ、受者一人之時ハ初夜一時也」と記されている。

(10) 富田正弘「観智院宗宝の生涯にみる教学と寺院」(中世寺院史研究会編『中世寺院史の研究』下、法蔵館、一九八八年)。

(11) 山家浩樹「大覚寺所蔵『伝受目録 醍醐』」(『室町時代研究』三号、二〇一一年)。

(12) 室町期の地藏院流の相承については伴瀬明美「室町期の醍醐寺地藏院」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二二六号、二〇一六年)。

(13) 宗春・宗承の事績については前掲注(1) 黒川論文・同報告、櫛田良洪『続真言密教成立過程の研究』(山喜房仏書林、一九七九年)三四七、三五二頁。

(14) 富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」(『資料館紀要』八号、一九八〇年)も参照。

(15) 櫛田氏は応仁・文明期には東寺教学の中心は観智院から宝輪院に移ったと指摘している(前掲注(13) 書、三四九頁)。

(16) 延文五年の政変については、小川信「清氏の没落」(『足利一門守護発展史の研究』吉川弘文館、一九八〇年、初出一九六九年)、小栗博「仁木義長排斥事件覚書」(『日本歴史』三五六号、一九七八年)。

(17) 紙背文書③の「守護代」は仁木頼勝の守護代、もしくは洪川義行の代官を指すと思われる。

(18) 洪川義行の丹後出陣の時期については、貞治元年末の山名時氏討伐も候補となるが、『太平記』卷三十八「諸国宮方蜂起の事」によれば、仁木頼勝は但馬守護として同国で軍事行動を展開しており、頼勝の上洛は想定しがたい。

(19) 山家浩樹「相国寺法住院と法住寺」(『禅文化研究所紀要』二八号、二〇〇六年)三八一―三八二頁。

(20) 丹後佐野氏については、功刀俊宏「石清水八幡宮領試論」(鍛代敏雄・研究代表者「石清水八幡宮関係文書の総合的研究」平成十六年度―十八年度基盤研究C―2研究成果報告書、二〇〇七年)、同「丹後国石清水八幡宮寺領における在地領主の動向」(『栃木史学』二四号、二〇〇九年)。

【付記】本稿は二〇二二年七月五日に所内で開催した中間報告会の内容を加筆修正したものである。ご意見を賜った方々にお礼を申し上げる。本稿は二〇二一年度本所共同利用・共同研究拠点における一般共同研究、JSPS科研費(課題番号17K13526・19K13357・21H04356)の成果の一部である。

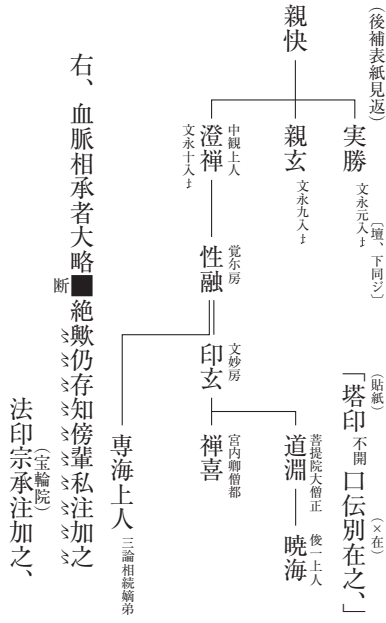
翻刻

【凡例】

- ・翻刻にあたっては現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとし、紙継目は『で示した。本文には読点および並列点を適宜加えた。
- ・文字の欠損した箇所は、字数が明らかな場合は□で、明らかでない場合はおおよその文字数を計って□で示した。
- ・抹消された文字は左傍に々を付し、判読不能の塗抹文字は、字数が明らかな場合は■で、明らかでない場合はおおよその文字数を計って■で示した。重ね書きは、下に書かれた文字を(×)で示した。
- ・翻刻者による人名・地名注は()、校訂注は〔 〕で示した。

【延文五年桂宮院伝法灌頂私記】

(後補表紙外題)
大阿闍梨菩提院道淵僧正
伝法灌頂私記 延文五年
十月十日桂宮院方



(第一紙)
桂宮院伝法灌頂記 堂上儀
延文五年十月十日 甲午

於広隆寺桂宮院転

法輪寺、被行伝法灌頂の抑当

大アサリ法印権大僧都道一 (淵、御年五十四、当方初度、)

受者 俊一上人 (勝海、四十二、)

戒命上人 観海 (三十七、)

一、当流伝来事

当院開山正人中親奉 (寛、御房)
 畢、以当院。為未來流伝勝地畢、仍第二長老覚尔上人頭密一統伝持無
 差、於此門下頭密並ノ相承分二人、所謂専戒上人海、為三論嫡弟、為
 当院住持、文妙上人。印玄、本聖道、住仁和寺、為密宗瀉瓶、専法流之伝、於此門
 下承稟印璽者、雖有数輩、以宮内卿僧都 禪喜、・当大阿闍梨耶和尚、
 道淵、共、為瀉瓶嫡弟、而禪喜僧都早世。間、前法印和尚位当正縁仁、
 (×興) 統絶興廢、以当院住持俊一 勝海、上人為上足、刷転法輪寺道場、 当御本堂、
 遂阿夜転法授職了、子列文妙上人附法、承稟先師僧都 聖、 附属間、教授。
 壇行事以下每事致沙汰了也、 (×令奉行者)
 一、同壇事 (第二紙)

今度御授与依為初度、同壇事旧例被尋之故文妙上初度無同壇儀、其外

開山上人等不聞其例、仍勘旧例、如左、 (第三紙)

- 寛平法皇
- 真寂 寛蓮内供 会理僧都 延徹僧都
- 長慶 玄照
- 右六人、延喜八年五月三日癸酉、 鬼土、於東寺灌頂院伝受之、大ア
- サリ御年四十二、
- 延徹僧都

定助 元方贈大僧都

已上二人、延喜五年醍醐如意輪堂授之、大アサリ于時律師六十七、於

觀賢僧正

淳祐内供 遍基 一定律師 平遍

已上四人、延長三年二月廿二日丙戌、(三)女同受之、

寬空僧正

寬靜僧正

救世僧都

右二人、天慶七年六月五日乙巳、(其為力)翼伝受之時、大アサリ六十三、

師資年凡僧、

大僧都源運

賢朝 慶海

右二人、保元二一十一日四日、同壇、

法務寬信

行海 念範

右二人、長承元一十七日、同壇、

三寶院流
大僧正実賢

宝篋 (安達景盛)
蓮道上人 覺智 (大蓮上人)

右二人、嘉祿二一十九日、同壇、

已上先例大略可謂嘉例、仍被許諾同壇畢、

一、堂上一行列事

今度儀、為小野方每事外儀法則等依有御斟酌、可略職業之由、兼御荒

猿也、而受者類所望間、被催職業、被行堂上儀者也、凡小野大略行堂

上儀、広沢專雖為平座儀、両流共堂上・平座先規多也、勘例載左、(又右)次

有上堂・還列共行之、又有上堂、略還列儀、次同壇時、受者兩人有列

立并着戒場哉否等事、(依本寺)有有不審、相尋依有一流好、相尋上醍醐公頭僧

都処、少々出勘例畢、(左載之)

一、有三摩耶戒列無還列事

一十弟子事
覺洞院僧正、(五月十七日)勝賢、寿永二年、於覺洞院被授于真賢之時、有三摩耶戒列、

無還列、堂上儀也、職業八口、持金剛衆六人、讚衆二人也、

同僧正、(十月十三日)文治三年、被授于祐賢・任賢兩人之時、有上列、無還列、職

衆八口、持金剛衆六人、讚衆二人也、

同僧正、(十月十七日)文治五年、被授于範賢僧都之時、有上列、無還列、職業八人、

持金剛衆六人、讚衆二人、

同僧正、(九月四日)建久二年、被授于良範・円淨二人之時、有上列、(第五紙)無還列、

職業六口、持金剛衆四人、讚衆二人、

同僧正、(十月二十八日)建久三年、被授于良範円宗遍法眼之時、有上列、後朝作法無之、

前大僧正、(親玄)嘉元々年、於遍知院被授于親照僧都之時、有上列、

無還列、職業六人、持金剛衆四人、讚衆二人、

職業八人・六人時、讚衆何口乎事、(又哉)

持金剛衆、讚衆口数事、如右載之、但故大僧正、(親玄)被授道承僧正之時、

職業十二人、讚衆二人也、同僧正被授于頼仲僧正之時、職業十人、讚

衆二人也、但十口以上、多分讚衆四人・六人等也、可隨時宜歟、

已上勘例如此、仍今度儀、有上堂列、無還列儀、讚衆二口也、

有職業平座行之事

覺洞院僧正、(勝賢)文治五年、於覺洞院被授賢增之時、上列・還列共

無之、平座也、職業六口、持金剛衆四人、讚衆二人、

同僧正、(十二月二十三日)建久元年、被授海淵時、三摩耶戒列并還列無之、職業六口、

平座也、

同僧正、(又人)同二年、被授觀聖時、上列・還列共無之、平座也、職業六人、

(七月二十日)

覺洞院法印、親供被授中觀上人之時、上列・還列共無之、職業六口、平座也、

一、同壇時、三摩耶戒道場受者二人着座之時、置一帖敷、又二帖敷事、多分一帖二人着座スル也、寬信法務長承元年念範・行海二人被授之時、一帖二人着座、勝賢僧正文治三年被授于祐賢・任賢二人時、同一帖也、仍近来皆如此、

一、無還列之時、受者外陣可着座敷否事

無還列之時者、受者外陣着座スル事無之敷、同壇之時ハ、上首受者内道場作法畢後、暫閑所祇候シテ、今一人ノ作法終相待テ作法畢後、入道場、後供養間二人共ニ堂内便宜ノ所ニ着座ス、

一、同壇時、還列二人連行敷否事付上列事

連行之儀無之敷、多分上首一人立列、一人ハ、自閑所退出也、近来皆如此、但寬信法務被授念範・行海之時ハ、還列・歎德モ兩度被行之了、次、上列之時ハ、二人連行常事也、其モ一人ハ、閑所ヨリ直ニ壁代之内ニ入事有之、還列時者阿闍梨ノ附屬物等者、二用意シテ兩人ニ授与ル事尋常也、無還列時者、附屬物等堂内ニ授与シテ受者等自後戸退出スル也、

一、同壇時、誦經物并誦誦文等一通敷二通敷事第七紙

多分一通也、上首受者誦誦許也、

已上篇目者、公顯僧都說載之了、

誦誦物等事、任此說、今度用一通了、實賢金剛王院方流多分用二通云々、

仍依流而說敷、

一、護摩師事親脫

阿闍可為御兼帶之由、御治定処、信海法印、守海法印一流、自清嚴寺道惠法印悉皆写瓶之間、三宝院方勤仕不可有子細、於御当流方者、雖無其儀、道教・守海共成賢余流上者、当其器敷由、懇望申間、被允許畢、次三寶小野流近来大略護摩初夜時、用一度、雖無兩度儀、故文妙

上人行用并先師僧都記録二分明間、受者兩人時ハ、初後夜共用護摩、初夜上首分、後夜下藪分ニ被相充間、今度被用初後護摩畢、然雖為同壇不用兩度護摩由、小野輩一同說也、能々可有精研事敷、先師行事定有所存敷、（×記六）

一、承仕事

永命（×）常仁（×）觀音院沙汰預（×）克命（×）仙慶（×）

二人共善提院預也、別録事、於小野方雖無其沙汰、（×）廣沢仁和寺任法式申子細之間、賜之畢、且此事、故了賢僧正授与之時、再三有沙汰、治定間、難被仰子細、雖然有御問答、（×）祿物減一貫文、二貫五百文被下行了、

一、十弟子事第八紙

今度十弟子御門弟之内、雖被相尋、更無其仁之間、（×）臨期及闕如之間（×）醍醐例等、被用（×）廣隆寺々僧畢、所謂於醍醐寺、多分堂衆役、（×）但裝束（×）黑袍・白裳・平ケサ也、

於仁和寺真乘院結緣灌頂時者、侍・禪僧所役也、仍雖不為仁和寺々僧、用畢、一人上首、（×）倫海、一人順覺已上二人也、共（×）受者三論弟子（×）之間、召進畢、

一、神供師事（×）能憲律師勤仕之、雖非当流寄、職業内依無其器、被令勤仕之了、

一、職業請定事第九紙請定

伝法灌頂職業事

少輔法印（×）慈雲寺法印（×）護摩、（×）心連院大僧都（×）誦經導師、（×）大藏卿僧都（×）散花、（×）民部卿僧都（×）助律師（×）神供、

已上持金剛衆

景什阿闍梨讀 了濟阿闍梨

右、来十日於桂宮院可被行伝法灌頂者、職衆請定如件、

延文五年十月 日

大阿闍梨法印權大僧都道淵

(第十二月二十日)請定事、書様異説区也、其旨如文永等記注、今度貞応元年成賢僧正被

授道教僧都之時請定為本、被出之了、

年号下行事名字ヲ載事限庭儀、堂上不載之由、旧記分明問、今度被略了、

次役人請定事、庭儀時專催堂上問、略之了、

一、鎮守誦経衆請定事(第十一紙)

参会

已一点

鎮守誦経衆事

大藏卿僧都導師 民部卿僧都(又律師)

助律師 景什阿闍梨

了濟阿闍梨

右、来十日於鎮守可被勤修之状如件、

延文五年十月 日

【紙背文書】

①五郎書状封紙ウハ書(第一紙)

(切封墨引)

御返事まいらせ候、

五郎より

②□雅書状(第四紙・第二紙・第三紙)

猶々下向候者参候て、さの殿御状をも申入へく候、

貴札之旨、悦令拝見候了、

抑丹州事、洪川殿(義行)すてに待入之由承及候之間、近日可下向仕候也、未治

定候、若罷下候者、参候て可(懸)御目候、又霜台(仁木頼勝)、晦日上洛候、守護事

ハ未落居候、返々無心元候、落居事承及候ハ、不日可申入候、猶々

此御状返々恐悦存候、諸事期面拜之時候、恐惶謹言、

十一月四日

(切封墨引)

法住庵御報

□雅

③某書状(第五紙・第六紙)

御状日付ハ明日(十二日)、可為日付候、

五郎明日丹州へ令下向候、先日御物語候左野殿御状事大切候、所詮、若

彼所ニ打望候者、自然時可仰御扶持由(洗川義行)御状ニ委細可被仰候、

中へ被趣候之由承及候、大將ハ左野殿城墾ニ可被座之由其間候、守護代ハ

国中へ可出之由承及候、每事自然之時、被人御馬候へと御状ニ被載候者、

悦入候、其上ハ尽可(後欠)

④成惠書状（第七紙）

（淡川義行）

（常）

（前欠カ）属大将御手令下向候、恒吉保上事、可渡給由御約束間、令在国候、国中全分無案内仁候、自然時者、相構被加御扶持候者、可為悦候、且此子細西願殿辺へも、以便宜御和譏可為本望候、其間子細此仁定令參申候歟、遠類之上、旁難見放子細候間、如此令啓候、便宜細々候ぬと存候間、於今者常可申承之条、生前本望候、
一、船木庄事、相構可被懸御意候、先日逢御沙汰候て、守護令治定候者、可被成奉書様、落居候者、左様時者可申候、被廻御思案候者、可悦入候、事期後信候、恐々謹言、

十一月十二日

成惠（花押）

○写真2

⑤仁和寺菩提院道淵書状（第八紙）

（前欠）候やらん、可令遵行給候、恐々謹言、

九月廿六日

道淵○写真3

⑥某書状（第九紙）

（前欠）候者、常住ニ先可被置候、能物近日無心元候之間、取被出候、又ヒクツ茶多候者、三袋許可給候、恐惶謹言、

十一月五日

□□（花押）

○写真4

写真1（紙背文書②）



写真2（紙背文書④）

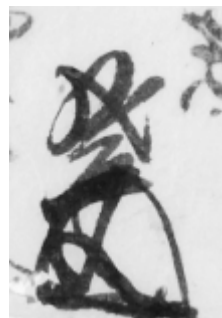


写真3（紙背文書⑤）

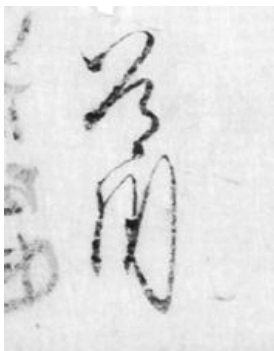


写真4（紙背文書⑥）

